

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年6月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第 8 号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第28条の見出し中「特殊建築物等」を「特定建築物等」に改め、同条第1項中「建築物は」を「特定建築物は」に改め、「別表第5」の右に「の左欄」を加え、「建築物で」を「建築物のうち」に改め、「同表の」の右に「右欄に掲げる」を、「もの」の右に「(令第16条第1項に規定する建築物を除く。)」を加え、同条第2項本文中「別表第5」を「別表第5の2の左欄」に、「報告の時期の欄」を「右欄」に改める。

第29条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等及び工作物」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「(法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、「建築設備及び工作物は、次に掲げる」を「特定建築設備等は、法第28条第2項ただし書若しくは第3項に規定する換気設備(自然換気設備を除く。)で風道を有するもの又は法第35条に規定する排煙設備(排煙機を有するものに限る。)若しくは非常用の照明装置であつて、別表第7の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計を超えるものに設ける」に改め、同項各号を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「第6条第1項」の右に「及び第6条の2の2第1項」を加え、同項第1号中「前項第1号に掲げる建築設備及び同項第3号に掲げる工作物」を「令第16条第3項第1号に掲げる昇降機及び令第138条第2項第1号に掲げる昇降機」に、「法第87条の2及び第88条第1項において準用する法第7条第5項又は第7条の2第5項」を「法第7条第5項又は第7条の2第5項(それぞれ法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)」に改め、同項第3号を削り、同項第2号ア及びイ以外の部分中「前項第2号」を「前項」に、「11月末日」を「12月25日」に改め、同号ア中「11月末日」を「12月25日」に改め、同号イ中「12月1日」を「12月26日」に、「11月末日」を「12月25日」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 令第16条第3項第2号に掲げる防火設備 12月25日

第29条第2項に次の1号を加える。

(4) 令第138条第2項第2号又は第3号に掲げる遊戯施設 2月末日

第29条第3項中「別表第8」の右に「の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄」を加え、同条第4項中「法第12条第3項」の右に「(法第88条第1項において準用する場合を含む。)」を加える。

第30条の見出し中「特殊建築物等」を「特定建築物等」に改め、同条前段中「第28条第1項」を「令第16条第1項に規定する建築物及び第28条第1項」に改め、同条後段中「前条第1項第1号に掲げる建築設備」を「令第16条第3項第1号に掲げる昇降機」に、「同項第3号若しくは第4号」を「令第138条第2項各号」に、「当該建築設備」を「当該昇降機」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第28条関係）

用 途	床 面 積 の 合 計
劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外に客席を有するものを除く。）、公会堂又は集会場	5 0 0 平 方 メ ー ト ル
病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	5 0 0 平 方 メ ー ト ル
ホ テ ル 又 は 旅 館	5 0 0 平 方 メ ー ト ル
下宿、共同住宅又は寄宿舍（昭和56年5月31日以前に工事に着手したのものに限る。）	1 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル
令第115条の3第1項第1号に掲げる児童福祉施設等	5 0 0 平 方 メ ー ト ル
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	1 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（卸売業を営む店舗を除く。）又は展示場	5 0 0 平 方 メ ー ト ル

キャバレー，カフェー，ナイトクラブ， バー，ダンスホール，遊技場，公衆浴場， 待合，料理店又は飲食店	5 0 0 平 方 メ ー ト ル
自動車車庫，自動車修理工場，映画スタ ジオ又はテレビスタジオ	1 ， 0 0 0 平 方 メ ー ト ル
事務所その他これに類する用途（当該用 途に供する建築物の階数が5以上である 場合に限る。）	1 ， 0 0 0 平 方 メ ー ト ル
前各項に掲げる用途のうち2以上の用途 に供するもの	1 ， 5 0 0 平 方 メ ー ト ル

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第5の2（第28条関係）

用 途	報 告 の 時 期
劇場，映画館，演芸場，観覧場（屋外に 客席を有するものを除く。），公会堂又は 集会場	平成29年から3年目ごとの年の12月 25日
病院又は診療所（患者の収容施設がある ものに限る。）	平成30年から3年目ごとの年の12月 25日
ホ テ ル 又 は 旅 館	平成28年から3年目ごとの年の12月 25日
下 宿 ， 共 同 住 宅 又 は 寄 宿 舎	平成29年から3年目ごとの年の12月 25日
令第115条の3第1項第1号に掲げる 児童福祉施設等	平成29年から3年目ごとの年の12月 25日
学校，体育館，博物館，美術館，図書館，ボ ーリング場，スキー場，スケート場，水 泳場又はスポーツの練習場	平成28年から3年目ごとの年の12月 25日

百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	平成29年から3年目ごとの年の12月25日
キャバレー，カフェー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場，公衆浴場，待合，料理店又は飲食店	平成28年から3年目ごとの年の12月25日
自動車車庫，自動車修理工場，映画スタジオ又はテレビスタジオ	平成30年から3年目ごとの年の12月25日
事務所その他これに類する用途（当該用途に供する建築物の階数が5以上である場合に限る。）	平成30年から3年目ごとの年の12月25日
別表第5に掲げる用途のうち2以上の用途に供するもの	平成28年から3年目ごとの年の12月25日

別表第6 各階平面図の項中

「

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 縮尺及び方位 (2) 間取り及び各室の用途 (3) 開口部及び防火設備の位置 (4) 延焼のおそれがある部分の外壁及び軒裏の構造 (5) 防火区画及び隔壁の位置 (6) 非常口，非常用進入口及び避難施設の位置 | を |
|---|---|

」

「

- | | |
|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 縮尺，方位及び寸法 (2) 間取り及び各室の用途 (3) 開口部の位置及び種類 (4) 防火設備の位置及び種類 (5) 昇降機の位置及び種類 (6) 延焼のおそれがある部分の外壁及び軒裏の構造 | に改める。 |
|---|-------|

(7) 防火区画の位置

(8) 非常口、非常用進入口及び避難施設の位置

別表第8を次のように改める。

別表第8（第29条関係）

区 分	図 書	明 示 す べ き 事 項
令第16条 第3項第2 号に掲げる 特定建築設 備等	付 近 見 取 図	方位, 道路及び目標となる地物
	配 置 図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 敷地内における建築物の位置及び用途
	防火設備の位置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 各階の間取り及び各室の用途
法第12条 第3項の規 定により市 長が指定す る特定建築 設備等	付 近 見 取 図	方位, 道路及び目標となる地物
	配 置 図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 敷地内における建築物の位置及び用途
	排煙設備等の機械 及び器具の位置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 各階の間取り及び各室の用途 (3) 機械及び器具の種別及び位置

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 建築基準法施行令（以下「令」という。）第16条第1項に規定する建築物で、別表第5の2に掲げる報告の時期が平成28年となるもののうち、同年が初回の報告となるものに係る建築基準法施行規則（以下「省令」という。）第5条第1項の規定により市長が定める時期は、第28条第2項本文の規定にかかわらず、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成29年12月25日までとする。

3 令第16条第3項第1号に掲げる昇降機のうち小荷物専用昇降機に係る省令第6条第

1項の規定により市長が定める時期は、第29条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 施行日に現に存するもの 施行日から平成31年5月31日までの間の建築基準法（以下「法」という。）第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日が属する月（当該検査済証の交付を受けていないときは、市長が指定する月）の応当月の末日のいずれか
- (2) 施行日から平成29年5月31日までの間に法第7条第5項又は法第7条の2第5項（それぞれ法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたもの 平成31年5月31日までの間の当該検査済証の交付を受けた日が属する月の応当月の末日（当該検査済証の交付を受けた直後の応当月の末日を除く。）

4 令第16条第3項第2号に掲げる防火設備に係る省令第6条第1項の規定により市長が定める時期は、第29条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 施行日に現に存するもの 施行日から平成30年12月25日まで
- (2) 施行日から平成29年5月31日までの間に法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの 当該検査済証の交付を受けた直後の12月26日から平成30年12月25日まで

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)